

議案第30号

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例について

北名古屋市児童クラブ設置条例（平成18年北名古屋市条例第104号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成24年3月2日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、師勝西児童クラブの定員等を変更することに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

北名古屋市児童クラブ設置条例（平成18年北名古屋市条例第104号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

師勝西児童クラブ	北名古屋市鹿田清水64番地（北名古屋市立師勝西小学校内）	40人	を
----------	------------------------------	-----	---

に改める。

師勝西ほほえみ児童クラブ	北名古屋市鹿田清水64番地（師勝西児童クラブ室内）	40人	に改める。
師勝西ゆめっ子児童クラブ		40人	

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。